

1 申請について

Q1 他の公的機関の助成金と同一の内容（申請テーマや申請経費等）で重複して申請することは可能か。

可能です。ただし、同一の内容（申請テーマや申請経費等）で二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場合は、一方を辞退いただく必要があります。

Q2 公社の他の助成事業と同一の内容（申請テーマや申請経費等）で申請することは可能か。

できません。どちらか一方のみを申請してください。

Q3 前年度に別の内容（申請テーマや申請経費等）で採択され、現在もその助成事業を実施中の場合、申請することは可能か。

可能です。ただし、内容（申請テーマや申請経費等）が異なる必要があります。

Q4 決算月の都合上、申請に必要な直近の確定申告書類が揃えられない。

その旨を分かるように記載のうえ、前期と前々期の確定申告書類を提出してください。

Q5 決算期の変更により決算の対象期間が 12 か月に満たない期がある場合はどうすればよいか。

合計 24 か月が含まれる分の確定申告書（3 期以上）をご提出ください。

Q6 法人成りをしてから 1 年を経っておらず、確定申告書類を提出できない場合はどうすればよいか。

募集要項 21 頁に記載する、未決算法人の方向けの必要提出書類をご提出ください。

2 助成対象について

Q7 「開発の主要な部分」とは何を指すか（募集要項 7 頁）。

例えば仕様策定やテスト等、開発の根幹をなす部分のことを指します。

※開発の主要な部分は自社による開発である必要があります。

Q8 ファブレス（製造設備を持たない）企業でも申請が可能か。

可能です。ただし、「開発の主要な部分」の開発は、自社で行う必要があります。

Q9 これまでに商品化した製品やサービスを改良する場合は助成対象となるか。

対象となります。例えば、既存の製品やサービスを元に新たな価値（機能や仕組み）を付加し、差別化を図るために改良を行う場合なども対象となります。

3 実施場所について

Q10 事業の実施場所に他社を記載することは可能か。

できません。申請者の事業所に限ります。

Q11 事業の実施場所は、他県でも問題ないか。

条件付きで可能です。募集要項 5 頁「2 申請要件（4）イ」をご確認ください。

4 助成対象経費について

Q12 達成目標が達成できなかった場合、途中までかかった経費は支払われるか。

新製品開発戦略及び多角化戦略の場合、助成事業の完了は、達成目標を達成することが条件です。完了検査にて達成目標の達成と経費関係書類の確認ができた場合に助成事業完了となります。達成目標が達成されなかった場合は、事業完了とならず、それまでかかった経費は支払われません。

なお、新市場開拓戦略の場合、助成事業の完了は、完了検査にて経費関係書類の確認ができた場合に助成事業完了となります。

Q13 申請前に支払った経費は対象になるか。

助成対象期間内に発注又は契約、取得・実施、支払いが完了した経費が対象です。助成対象期間が開始される日（令和8年10月1日）以降に契約、取得、支払が完了した経費が対象となります。したがって、申請前に支払った経費は対象になりません。

Q14 レンタルサーバ代、クラウドサービス利用料は、対象経費になるか。

新製品開発戦略及び多角化戦略の場合、対象経費となります。助成事業のために利用する費用であって、助成対象期間内に発注又は契約、取得・実施、支払いが発生した経費が対象です。機械装置・工具器具費に計上してください。

Q15 機械装置・工具器具費、委託・外注費の見積もりは1社分のみでよいか。

1件100万円（税抜）以上の機械装置・工具器具費、及び1契約あたり100万円（税抜）以上の委託・外注費であれば、申請時に見積もり2社分の提出が必要になります。「1社しか生産していない」、「販売先が1社に限られている」といった業界・商慣習等に起因した、やむを得ない理由がある場合のみ、1社分でも構いません。ただし、その理由を申請書に記載してください。「過去に取引実績があるため」等の理由では認められませんのでご注意ください。

Q16 調達予定である物品等の仕様が決まってない場合は、「未定」と記載すればよいか。

「未定」とは記載せず、申請時点で想定される仕様を記載してください。

Q17 助成対象期間中にチラシや新聞広告等で、開発製品・サービスの宣伝（新製品開発戦略及び多角化戦略）や、既存製品・サービスの新市場への宣伝（新市場開拓戦略）を行ってよいか。

販売を行わない宣伝等であれば可能です。

※販売の考え方については、Q20をご参照ください。

5 申請要件について

Q16 どんな会社が助成対象となるか。

中小企業基本法上の会社が対象となります。中小企業基本法上の会社とは、会社法上の会社を指し、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社等を指すものとします。なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、有限責任事業組合（LLP）等は助成対象外となります。

6 その他

Q17 販売開始はいつから可能か。

新製品開発戦略及び多角化戦略の場合、開発した製品・サービスの販売開始は、助成事業完了後（完了検査の翌日）から可能です。ただし、助成金により作製した開発品（試作品・試作サービス）及びその他成果物自体は、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存義務があります。

新市場開拓戦略の場合、新市場への自社既存製品・サービスの販売開始は、助成事業完了後（完了検査の翌日）から可能です。

Q18 完了検査日の前に、メディア等の取材対応や見込顧客への製品紹介を行ってもよいか。

販売を行わなければ可能です。なお、メディア等への紹介の際には、「持続的な成長に向けた経営強靱化事業 助成金に採択された」という表現を使用し、「認定を受けた」「認証を受けた」等の誤解しやすい表現は用いないよう注意してください。

Q19 助成事業（新製品開発戦略及び多角化戦略の場合）により作製した開発品（試作品・試作サービス）及びその他成果物自体を販売してよいか。

販売できません。助成金により作製した開発品（試作品・試作サービス）及びその他成果物自体は、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年経過する日まで保存義務があります。

Q20 販売とあるが、どのような行為が該当するか。

例えば、以下のような行為が該当します。

- ・助成事業実施中（完了検査前）に、自社のHP内に本助成事業で開発する製品・サービスを販売中の商品・サービスとして掲載した
- ・助成事業実施中（完了検査前）に、特定の企業に対し、本助成事業で開発した製品・サービスを無償又は有償にて貸与・提供を行った